

## 議案第8号

## 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

## 1. 改正する条例

- (1) 交野市一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- (3) 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

## 2. 条例改正の目的

令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、国に準じて地域手当等の諸手当の改正を行う。

## 3. 諸手当の改正の主な内容

手当	主な改正内容	現行	令和7年度	令和8年度
地域手当	12%に段階的に引き上げ	10%	11%	12%
扶養手当	配偶者に係る手当の月額について7級を除き2年をかけて廃止	6級以下 6,500円 7級 3,500円	6級以下 3,000円 7級 支給しない	支給しない
	子に係る手当の月額を2年かけて引き上げ(※1)	10,000円	11,500円	13,000円
通勤手当	1か月当たりの支給限度額を引き上げ(※2)	55,000円	150,000円	同左

手当	主な改正内容	現行	令和7年度	令和8年度
住居手当	定年前再任用短時間勤務職員等に対し新たに支給 (※3)	支給しない	支給する	同左
管理職特別勤務手当	平日深夜に係る支給対象時間帯の拡大及び支給要件の明確化	午前0時から午前5時まで	午後10時から午前5時まで	同左

- ※1…満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の場合は、交野市一般職の職員の給与に関する条例第13条第4項の規定により加算される前の額。
- ※2…支給限度額について、現行は普通交通機関等に係る通勤手当のみの額であるが、令和7年度から交通用具に係る通勤手当及び新幹線鉄道等の特別料金等に係る通勤手当の額も合算した額とする。
- ※3…手当額等については一般職と同じ。

#### 4. 年間影響額

地域手当	扶養手当
46,698 千円	5,100 千円

※現行と令和8年度を比較した影響額

#### 5. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

	議案の 件名	議案第8号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ( )	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本件各条例は、地域手当等の諸手当についての事項を定めることを目的とする。		人事院勧告を踏まえた改正については、府下他市町村についても概ね実施予定である。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告等を踏まえ、地域手当等の諸手当についての改正を国等に準じて行うため。		諸手当ごとの年間影響額 地域手当：46,698千円 扶養手当：5,100千円			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和6年8月、人事院から国家公務員の給与に関する勧告等が行われた。これを受け、国においては令和6年12月に閣議決定された。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）	



新	旧
<p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族_____については1人につき6,500円（一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの_____にあつては、3,500円）_____とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第14条 削除</p>	<p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号まで_____のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第14条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養</p>

新	旧
	<p><u>親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>

新	旧
<p>(地域手当)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通</p>	<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員以外のものが7級職員となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通</p>

新	旧
<p>勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の<u>通勤距離</u>が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「<u>運賃等相当額</u>」という。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の<u>移動距離</u>が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号に <u>          </u>において「<u>運賃等相当額</u>」という。)。ただし、<u>運賃等相当額</u>を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「<u>1箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。)が55,000円を超えるときは、<u>支給単位期間</u>につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の</p>



新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 <u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の</u></p>	<p><u>通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>

新	旧
<p><u>規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u></p> <p><u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単</u></p>	

新	旧
<p><u>位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 <u>第2項第2号</u>の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(<u>管理職手当等の支給方法</u>)</p> <p>第22条 <u>管理職手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(<u>管理職員特別勤務手当</u>)</p> <p>第23条の3 前条第1項に規定する_____職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による<u>週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等</u>(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する_____。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する_____職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時か</u></p>	<p>3 <u>前項第2号</u>の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(<u>扶養手当</u>等の支給方法)</p> <p>第22条 <u>扶養手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は<u>市長が</u>定める。</p> <p>(<u>管理職員特別勤務手当</u>)</p> <p>第23条の3 前条第1項に規定する<u>職にある</u>職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に<u>基づく</u>週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等_____に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する<u>職にある</u>職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外</u></p>

新	旧
<p>ら翌日の _____ 午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する _____。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>7,500</u>円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 （略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第26条の2 第4条、第7条、第8条、第10条及び第13条 _____ の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（特定任期付職員等についての適用除外）</p> <p>第26条の3 第4条から第10条まで、第13条 _____、第14条の3、第16条から第17条の2まで、第21条及び第23条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第4条から第9条まで、第13条 _____ 及び第14条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>の日の午前零時から午前5時までの間 _____</p> <p>_____ であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>5,000</u>円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 （略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第26条の2 第4条、第7条、第8条、第10条、<u>第13条、第14条及び第14条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（特定任期付職員等についての適用除外）</p> <p>第26条の3 第4条から第10条まで、第13条、<u>第14条</u>、第14条の3、第16条から第17条の2まで、第21条及び第23条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第4条から第9条まで、第13条、<u>第14条及び第14条の3</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 （交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 交野市一般職の職員の給与に関する条例第4条、第7条、第8条、<u>第10条及び第13条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 （略）</p>	<p>附 則 （交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 交野市一般職の職員の給与に関する条例第4条、第7条、第8条、<u>第10条、第13条、第14条及び第14条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 （略）</p>

第3条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第</p>

新	旧
4条及び第5条の規定を適用して得た額に、当該額に <u>100分の12</u> を乗じて得た額を加算した額とする。	4条及び第5条の規定を適用して得た額に、当該額に <u>100分の10</u> を乗じて得た額を加算した額とする。